

愛知・名古屋 2026 チケット購入・利用規約（アジア競技大会）抜粋

第 24 条（持込禁止物）

1. 当法人は、チケット保有者の会場内への持込物を制限することができます。チケット保有者は、かかる制限に反する物を所持したまま会場内に入場することはできません。会場内においてチケット保有者が持込禁止物を所持していることが発覚した場合には、ただちにその物を放棄するか、会場から退場していただきます。この場合、チケットの払戻しはいたしません。なお、当法人は、チケット保有者が法令に違反する物品を所持していることを発見した場合には関係当局に通報いたします。

2. 持込禁止物のリストは、以下のとおりです。当法人は、かかる持込禁止物のリストの内容を変更することができ、また、特定の会場やセッションにおける持込禁止物を定めることもできます。

（1）銃砲刀剣類

（2）アイスピック等鋭利な物およびはさみ、カミソリ、カッター等の刃物または凶器となり得るおそれのあるもの

（3）毒物、違法薬物、その他有害物質

（4）爆薬、火薬、発煙筒、花火、発火装置、爆発するおそれのあるもの、可燃性物質その他危険物（個人利用のライターを除く。）

（5）ガラス容器、缶、紙パック、アルミパック等、ペットボトル・水筒（一人当たり、いずれか 1 本で容量 750ml 以下のペットボトル、容量 750ml 程度の水筒を除く。）

（6）飲料（内容量 750ml 以下のペットボトルまたは水筒については、原則試飲の上持ち込み可。）、凍結した飲料、アルコール飲料

（7）腐敗するおそれのある食品

（8）日焼け止め、クリーム、ローション類(個人消費目的に限り、1 つにつき容量が概ね 100ml 以下のものを除く。)

（9）氷類・保冷剤等（水筒内の氷は除く。保冷材については容量が概ね 400ml 以下で、凍

らせても柔らかいものを除く。)

(10) 医薬品（個人使用として妥当な量の物は除く。）

(11) 90 cm以上の旗竿、カメラの一脚または三脚、脚立、椅子、棒等凶器として使用されるおそれのあるもの（白杖および健康上の理由で必要な杖を除く。）

(12) 全長 30 cm以上のカメラレンズ

(13) ホイッスル、ガスホーン、拡声器、ブブゼラ等、過度な騒音を発し、大会運営または競技進行の妨げになるもの

(14) レーザーポインター、紙ふぶき、スポーツ用品、噴霧器、ウォーターガン等、大会運営または競技進行の妨げになるおそれのあるもの

(15) 旅行用カバン等大型または大量の荷物（概ね容量 25 ℓ 以下のソフトな材質のものは除く。）

(16) 参加していない国の国旗および 1m×2m 以上の旗、バナー、横断幕等

(17) 無線機器（携帯電話を除く。）、ドローン等遠隔操作を行う機器

(18) 動物（身体障害者補助犬を除く。）

(19) 政治的、思想的もしくは宗教的な主義、主張、公共の秩序、道徳に反する内容、あるいは差別的 content の広告もしくは観念を表示し、連想させ、またはデモンストレーションに使用され得るものや本大会の運営に支障を及ぼすおそれのある掲示板、立て看板、旗、バナー、横断幕、懸垂幕、のぼり、プラカード、ゼッケン、文書、図画、印刷物、商標等

(20) 特定の会社もしくは企業またはこれらの商品もしくはサービスの宣伝を目的として、特定の会社名、製品等を表示した物（特定の会社、製品等を連想させる物、無許可のチラシ、パンフレット、プロモーション素材を含む。）

(21) その他本大会運営、競技進行を妨害し、他人に迷惑もしくは危険を及ぼし、またはそれらのおそれがあると本大会関係者が認める物